

日本平滑筋学会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は日本平滑筋学会 (Japan Society of Smooth Muscle Research) と称する。

(目的)

第 2 条 本会は平滑筋に関する研究の発展, 知識の交流を図り, 医学及び医療水準の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため, 以下の各号に掲げる事業を行う。

(イ) 年に一回総会を開催する。

(ロ) 総会開催時に学術集会を行う。

(ハ) 機関誌を発行する。

(ニ) 優れた人物や業績の表彰・顕彰事業を行う。

(ホ) 事業, その他の関連情報を公開する。

(ホ) 以上の事業を遂行するため, 事務局を設置する。

(事務局)

第 4 条 事務局の所在地は附則にて定める。

第 2 章 会員

(会員)

第 5 条 会員は本会の目的に賛同し, 本会の定める入会の手続きをへて承認され, 所定の会費をおさめなければならない。会員は本会の事業に参加する権利を有する。会員は本会規則を遵守する義務がある。

(入会)

第 6 条 本会に入会する場合は, 所定の入会手続きを行い, 理事長の承認を得なければならない。

(会費)

第 7 条 会費は附則にて定める。

(名誉会員)

第 8 条 年末12月31日時点で, 70 歳まで会員を継続した評議員経験者は名誉会員, 70 歳まで会員を継続した評議員未経験者は特別会員として, 理事会および評議員会の議を経て, 理事長が推戴する。

(退会)

第 9 条 退会を希望する場合は、退会1か月前までに事務局（理事長）に文章で届け出なければならない。

（会員の資格喪失）

第 10 条 会員は以下の各号のひとつに該当する場合に、その資格を喪失する。

- （イ）第10条により退会した場合.
- （ロ）死亡または失踪宣言を受けた場合.
- （ハ）会費を 2 回以上督促しておさめない場合.
- （ニ）本会の名誉を傷つけ、または事業を妨害した場合.
- （ニ）本会員としての義務を順守しない場合.
- （ニ）除名された場合.

第 3 章 役員

（役員）

第 11 条 本会には次の役員をおく。

- （イ）理事長（ロ）理事（ハ）監事（ニ）評議員（ホ）学術集会会長（以下会長）
- （ヘ）学術集会副会長（以下副会長）（ト）事務局長（チ）機関誌編集長

（役員の仕事）

第 12 条 理事長は本会の会務を総理し、本会を代表する。

第 13 条 理事は理事会を組織し、本会の会務を執行する。

第 14 条 会長は年次学術集会の業務を行い、かつ責任を負う。

第 15 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第 16 条 監事は決算および予算の施行を監査する。

第 17 条 評議員は会員を代表して第 34 条に規定する事項を審議する。

第 18 条 事務局長は理事長および会長を補佐し、本会の事務にあたる。

第 19 条 機関誌編集長は機関誌（Journal of Smooth Muscle Research）を編集する。

（役員を選出）

第 20 条 理事長は理事の互選（投票）により理事会にて選出される。

第 21 条 理事・監事および会長・副会長は評議員の互選（投票）で推薦された候補者の中から評議員会の投票で選出され、理事長が委嘱する。

第 22 条 評議員は、理事・評議員から推薦された原則として会員歴 3 年以上の候補者を理事会・評議員会で審議の上、理事長が委嘱する。

第 23 条 事務局長・機関誌編集長は評議員の中から理事会の議をへて選出され、理事長が委嘱する。

（役員の仕事）

第 24 条 役員の仕事は満 70 歳とする。

第 25 条 理事長の任期は 1 期 2 年, 2 期までとする.

第 26 条 会長・副会長の任期は 1 年とする.

第 27 条 理事・監事および評議員の任期は 1 期 4 年とし, 再任をさまたげない.

第 4 章 会議

(会議)

第 28 条 総会は年 1 回理事長が招集し, 議長は理事長がこれにあたる.

第 29 条 理事会は年 1 回以上理事長が招集する.

第 30 条 理事会は, 臨床系理事10名程度, 基礎系理事10名程度で構成され, その議決は委任状を含め理事の過半数が出席し, その過半数の同意をもって定める. 会長, 副会長, 事務局長, 機関誌編集長のうち理事でない者および監事2名は立会人として理事会に同席する.

第 31 条 理事会は代理人を認めない.

第 32 条 理事会議決事項のうち, 第35条に規定する事項は評議員会の議をへなければいけない.

第 33 条 評議員会は理事長が招集し, 議長は会長がこれにあたる.

第 34 条 評議員会は次の事項を審議する.

(イ) 会の事業計画 (ロ) 前年度会計と次年度の予算案 (ハ) 会則の変更 (ニ) 役員
の選出 (副会長を含む)

(ホ) その他重要事項

第 35 条 評議員会の議決は委任状を含め評議員の過半数が出席し, その過半数の同意をもって定める.

第 5 章 学術集会

(学術集会)

第 36 条 原則として, 年 1 回学術集会を開催し, 開催地, 会場, 期日, 運営に関しては会長に一任する.

第 6 章 補足

(委員会)

第 37 条 理事長は理事会の議をへて, 各種委員会を設置し, 委員を委嘱することができる.

(会則の変更)

第 38 条 会則の変更は理事会および評議員会の議決をへて, 総会の承認を得なければならない.

(事業年度)

第 39 条 本会の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

第 7 章 附則

第 40 条 事務局は 〒105-8461 東京都港区西新橋3-25-8 東京慈恵会医科大学外科学講座 内に置く。

第 41 条 本会則は平成 29 年 8 月 26 日より施行する。

第 42 条 本会は会費を次の通り定める。

1. 正会員 3,000 円 (35 歳以下、於 ; 年末 12 月 31 日時)
8,000 円 (一般会員)
2. 名誉会員・特別会員 無料
3. 70歳以上の会員 無料